

中央区期間限定型保育事業利用申請書

申請日	年 月 日
-----	-------

(宛先) 期間限定型保育事業実施事業者

申請者（保護者）

住 所	〒 中央区		
ふりがな		電 話	(保護者①) () (保護者②) () (自宅) ()
氏 名			<input type="checkbox"/> 主な連絡先 <input type="checkbox"/> 主な連絡先

次のとおり、中央区期間限定型保育事業の利用を申請します。

対象児童

氏 名	ふりがな	令和 年 月 日生 (歳)

家族の状況（申請者も記入してください。家族以外で同居している方も記入してください。）

氏 名	対象児童との続柄	生年月日	就労先・学校・幼稚園・保育所等の名称
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	
4		年 月 日	
5		年 月 日	
6		年 月 日	

希望保育園をご記入ください。

希 望 園 名	第1希望
	第2希望
	第3希望
	第4希望
	第5希望
	第6希望

確認書

1	期間限定型保育事業実施事業者に提出された本事業の利用に係る書類の内容については、中央区福祉事務所に情報提供します。
2	1年間利用可能な園を希望する場合、本事業の利用期間は令和7年9月1日から令和8年3月31日までです。令和8年4月1日以降は本事業の利用を継続できません。
3	2年間利用可能な園を希望する場合、本事業の利用期間は令和7年9月1日から令和9年3月31日までです。令和9年4月1日以降は本事業の利用を継続できません。
4	本事業の利用にあたっては、保育園等の入所申込みが有効であることが必要です。有効期間が切れると本事業は利用終了となるため、有効期間が切れないように申し込みの延長手続きをしてください。なお、有効期間が切れたことについて区から通知はいたしません。
5	本事業の利用開始後も、保育園等の利用調整を行います。保育園等へ内定した場合は内定先の保育園等に入園となり、本事業の利用は終了となります。また、保育園等の利用申込みを取り下げた場合や本事業の利用条件を満たさなくなった場合は、本事業の利用は終了となります。
6	対象児童の条件に合致していないにもかかわらず申請したことが判明した場合、事業の利用の可否の決定前であれば事業の利用対象といたしません。また、内定後判明した場合は内定を取り消します。
7	本事業の利用が内定した場合でも、面談等の結果、利用できない場合があります。
8	本事業は運営事業者との直接契約になります。契約内容に同意いただけない場合、内定辞退となりますので、子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届の裏面に「期間限定型保育 内定辞退」と記入し、令和7年8月29日（金）までに必ず保育入園係へご提出ください。
9	本事業は空き保育室等を活用しますので、1歳児クラスまたは2歳児クラスの保育室の児童とは別保育になる場合があります。
10	理由に関わらず2か月を超えて保育園を休む場合は、利用の決定を取り消します。また、登園が1度もなくても保育料は毎月かかります。
11	区外に転出した場合、本事業の利用は転出した日の属する月の末日までとなります。
12	利用料を滞納した場合や保育所でのルール等を守らない場合は、利用の決定を取り消します。
13	中央区への転入予定でお申込みの場合、中央区への転入手続き後、中央区役所6階保育入園係での転入再申請手続きが必要です（出張所でお手続きはできません）。令和7年8月29日（金）までに必ず手続きを行ってください。

第3号様式（第10条関係）

同意書

私は、次の者の中央区期間限定型保育事業の利用を申請するに当たり、入所申込み時に中央区福祉事務所に提出している書類の内容及び事業の利用に係る書類の内容について、中央区福祉事務局長が事業実施者に情報提供することに同意します。

対象児童氏名

年 月 日

(宛先) 中央区福祉事務局長

世帯主氏名

上記の確認事項について、全て確認しました。
世帯主の氏名は自署してください。